

地域包括支援センターの体制について

1 経緯

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な生活支援窓口となる機関であり、平成18年に創設され、現在まで直営1か所で設置している。

国の基準において、第1号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人ごとに「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員」の三職種を必ず1人ずつ配置することになっている。

2 今後の方針

現在、高齢者人口は、11,522人（H30.4.1現在）であり、三職種それぞれ2名以上確保しなければならない。今年度から始まった第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「地域包括ケアの拠点の充実」を重点施策にし、地域包括ケアの拠点の強化の取り組みとして、別紙のとおり日常生活圏域を2分割し、各圏域に地域包括支援センターを設置するとしている。

今後、直営1か所の地域包括支援センターを委託2か所とし、公募型プロポーサル方式にて委託先を決定し、来年10月に移行していく。

3 委託する業務内容

下記4点の業務は、地域包括支援センターの必須業務

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④第1号介護予防支援事業（チェックリスト該当者【要支援者以外の者】の支援）

その他委託に出せる業務

- ① 第1号介護予防支援事業（要支援1、2のケアプラン作成）
- ② 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・第2層協議体（中学校区ごと高齢者の支援体制を話し合う会議））
- ③ 認知症サポーター養成事業
- ④ 介護予防普及啓発事業（各地域での予防教室）

④